

図解！美容業における新型コロナウイルス対策ガイドライン

全美連では、5月29日に「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を公表しました。今号では、このガイドラインに基づいたサロンの取り組み例についてご紹介いたします。

※本誌記載の部分については、ガイドラインの一部です。全文については、全美連ホームページ、本誌7月号などをご確認ください。



施設の換気。

顧客の待合室

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める）。
- ・予約の調整により、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- ・共有する物品は、定期的に清拭消毒する。
- ・常時換気。

清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃。
- ・高頻度接触箇所を随時清拭消毒。
- ・タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」の規定に基づいて行う。

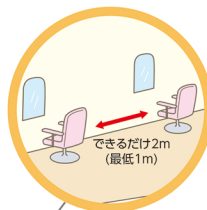


万一感染が発生した場合に備え、顧客の名簿は3週間以上適正に管理。

- ・従業員は出勤前に検温し、風邪症状や発熱がある、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者・管理美容師などに報告し、出勤しないことを求める。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機などの措置を要請された場合は、速やかに開設者・管理美容師などに報告することを徹底するとともに、必要に応じて、保健所に相談・指示に従う。
- ・これらの報告を受ける担当者（開設者および管理美容師など）、情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談目安および「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底。
- ・従業員に対し、「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知。

- ・感染防止のための来店者の整理（密にならないよう、来店者数の調整。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限を含む）。

入口や施設内のアルコール擦手手指消毒薬の設置。



できるだけ2m（最低1m）



施術中

- ・使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める）、顧客を案内する際に密にならないようご案内。
- ・従業員は常にマスクを着用。会話は必要最小限に。
- ・必要に応じて、フェイスガード、ゴーグル等を着用。
- ・タオル、ケープの交換や、施設内および皮膚に接する器具の消毒をその都度実施。
- ・施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促す。
- ・共用物品は最小限とする。
- ・従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行う。

ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒または石鹸と流水による手洗いをする。

従業員の休憩室

- ・一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する。また、対面で飲食や会話をしない。
- ・常時換気。
- ・共有する物品は、定期的に清拭消毒。
- ・休憩室使用の際は入退室の前後に手指消毒または石鹸と流水による手洗いをする。



トイレ

- ・不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口などは、定期的に清拭消毒。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示。
- ・使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。



時差出勤、自転車通勤の活用。

- ・従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前および作業後や会計後等のこまめな手指消毒または石鹸と流水による手洗いの徹底。
- ・マスク着用等の咳エチケットの徹底。
- ・必要に応じて手袋を着用。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯。

